

各 位

令和5年3月7日
西宮労働基準協会

足場の組立て等の業務に係る特別教育の開催のご案内

(既従事者に対する講習ではありません)

労働安全衛生規則の改正により、工事現場の仮設足場からの墜落災害防止措置を強化するため足場の組立て等の作業においても、その作業に従事する者に対して、特別教育を行うことが義務化されることとなりました。

7月1日の施行日以降、新たに足場の組立てなどの作業に就く労働者は、「特別教育」を受講しなければ作業に就くことができなくなります。

このたび、足場の組立て等の業務に係る特別教育を事業者に代わり下記の通り行います。対象者は受講いただきますようご案内申し上げます。

記

1. 日 時 令和5年6月2日(金) 9:20~16:40
2. 場 所 西宮市立勤労会館第2会議室
西宮市松原町2-37 (会場への来場は公共交通機関をご利用ください)
3. 受講料 9,196円(税込) 受講料 8,250円 テキスト代 946円
*非会員の場合は2,200円増しになります。
4. 定 員 30名
5. 申込方法 下記WEBよりお申し込みください。

<http://www.nishiroukyo.jp>

6. 問合せ先 〒662-0911 西宮市池田町3-12
西宮労働基準協会事務局 TEL:0798-33-4939 FAX:0798-33-2298
7. 内 容 *足場及び作業の方法に関する知識 3時間
*設備、機械、器具、作業環境等 30分
*労働災害の防止に関する知識 1時間30分
*関係法令 1時間